

○建築基準法施行令（昭和二十五年政令三百三十八号）	1
○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）	5
○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）	7
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）	16
○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）	17
○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（昭和四十一年政令第三百八十四号）	18
○首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）	20
○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）	21
○近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）	22
○都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）	23
○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）	25
○公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）	26
○日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）	27
○都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）	28
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）	29
○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）	30
○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）	31
○独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）	32
○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）	33
○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）	34
○独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）	35
○独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）	36
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）	37
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）	38
○景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）	39
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百六十六号）	40
○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第六十一号）	41

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事が特定行政庁となる建築物）</p> <p>第二条の二 法第<u>二</u>条第三十五号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、<u>第百四十八条</u>第一項に規定する建築物以外の建築物とする。</p> <p>2 法第<u>二</u>条第三十五号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、<u>第百四十九条</u>第一項に規定する建築物とする。</p> <p>（地区計画等の区域内において条例で定める制限）</p> <p>第百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 建築物の用途の制限 次に掲げるものであること。</p> <p>イ 地区計画の区域（再開発等促進区及び開発整備促進区を除く。）にあつては、当該区域の用途構成の適正化、各街区ごとの</p>	<p>（都道府県知事が特定行政庁となる建築物）</p> <p>第二条の二 法第<u>二</u>条第三十三号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、<u>第百四十八条</u>第一項に規定する建築物以外の建築物とする。</p> <p>2 法第<u>二</u>条第三十三号ただし書の政令で定める建築物のうち法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、<u>第百四十九条</u>第一項に規定する建築物とする。</p> <p>（地区計画等の区域内において条例で定める制限）</p> <p>第百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 建築物の用途の制限 次に掲げるものであること。</p> <p>イ 地区計画の区域（再開発等促進区及び開発整備促進区を除く。）にあつては、当該区域の用途構成の適正化、各街区ごとの</p>

住居の環境の保持、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進による良好な環境の街区の形成に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

ロ 地区計画の区域のうち再開発等促進区又は開発整備促進区にあつては、当該再開発等促進区又は開発整備促進区にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

ハ 防災街区整備地区計画の区域にあつては、当該区域にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献し、かつ、当該区域における特定防災機能（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第三号に規定する特定防災機能をいう。次項において同じ。）を確保する観点から見て合理的な制限であることが明らかなもの

ニ 歴史的風致維持向上地区計画の区域にあつては、当該区域にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献し、かつ、当該区域における歴史的

住居の環境の保持、商業その他の業務の利便の増進等による良好な環境の街区の形成に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

ロ 地区計画の区域のうち再開発等促進区又は開発整備促進区にあつては、当該再開発等促進区又は開発整備促進区にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進等に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

ハ 防災街区整備地区計画の区域にあつては、当該区域にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進等に貢献し、かつ、当該区域における特定防災機能（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第三号に規定する特定防災機能をいう。以下この条において同じ。）を確保する観点から見て合理的な制限であることが明らかなもの

風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）  
第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る  
観点から見て合理的な制限であることが明らかなもの

ホ 沿道地区計画の区域にあつては、商業その他幹線道路の沿道  
としての当該区域の特性にふさわしい業務の利便の増進その他  
適正な土地利用の確保及び都市機能の増進に貢献し、かつ、道  
路交通騒音により生ずる障害を防止する観点から見て合理的な  
制限であることが明らかなもの

ヘ 集落地区計画の区域にあつては、当該区域の特性にふさわし  
い良好な住居の環境の保持その他適正な土地利用の確保に貢献  
する合理的な制限であることが明らかなもの

## 二・三 略

四 建築物の敷地面積の最低限度 次に掲げるものであること。

イ 地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域にあつては、建  
築物の敷地が細分化されることにより、又は建築物が密集する  
ことにより、住宅その他の建築物の敷地内に必要とされる空地  
の確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生の目的を達成する  
ことが著しく困難となる区域について、当該区域の良好な住居  
の環境の確保その他市街地の環境の維持増進に貢献する合理的  
な数値であること。

二 沿道地区計画の区域にあつては、商業その他幹線道路の沿道  
としての当該区域の特性にふさわしい業務の利便の増進等に貢  
献し、かつ、道路交通騒音により生ずる障害を防止する観点か  
ら見て合理的な制限であることが明らかなもの

ホ 集落地区計画の区域にあつては、当該集落地区計画の区域の  
特性にふさわしい良好な住居の環境の保持等に貢献する合理的  
な制限であることが明らかなもの

## 二・三 略

四 建築物の敷地面積の最低限度 次に掲げるものであること。

イ 地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域に  
あつては、建築物の敷地が細分化されることにより、又は建築  
物が密集することにより、住宅等の敷地内に必要とされる空地  
の確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生の目的を達成する  
ことが著しく困難となる区域について、当該区域の良好な住居  
等の環境の維持増進に貢献する合理的な数値であること。

ロ 集落地区計画の区域にあつては、建築物の敷地が細分化されることにより、住宅その他の建築物の敷地内に必要とされる空地の確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生の目的を達成することが著しく困難となる区域について、当該集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な住居の環境の保持その他適正な土地利用の確保に貢献する合理的な数値であること。

五〇十五 略

二〇一十二 略

ロ 集落地区計画の区域にあつては、建築物の敷地が細分化されることにより、住宅等の敷地内に必要とされる空地の確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生の目的を達成することが著しく困難となる区域について、当該集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な住居の環境の保持等に貢献する合理的な数値であること。

五〇十五 略

二〇一十二 略

改 正 案	現 行
<p>（許容建築面積の特例）</p> <p>第六条 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合          においては、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合          を限度として、法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積          を超えることができる。</p> <p>一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設          、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫          その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は          自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）に規定する都道府県          立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物          を除く。） 百分の十</p> <p>二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハま          でのいずれかに該当する建築物 百分の二十</p> <p>イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により          国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念          物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文          化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された          建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものと          して国土交通省令で定める建築物</p> <p>ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により景観重要建造          物として指定された建築物</p> <p>ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二          十年法律第四十号）の規定により歴史的風致形成建造物として指          定された建築物</p> <p>2・3 略</p> <p>（都市公園に関する費用の補助額）</p> <p>第三十一条 法第二十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助          金の額は、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、次に掲げる          公園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては当該費用の額          に二分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用          にあつては当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。</p> <p>一 園路又は広場</p>	<p>（許容建築面積の特例）</p> <p>第六条 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合          においては、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合          を限度として、法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積          を超えることができる。</p> <p>一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設          、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫          その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は          自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）に規定する都道府県          立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物          を除く。） 百分の十</p> <p>二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のいずれかに          該当する建築物 百分の二十</p> <p>イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により          国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念          物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文          化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された          建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものと          して国土交通省令で定める建築物</p> <p>ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により景観重要建造          物として指定された建築物</p> <p>2・3 略</p> <p>（都市公園に関する費用の補助額）</p> <p>第三十一条 法第二十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助          金の額は、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、次に掲げる          公園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては当該費用の額          に二分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用          にあつては当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。</p> <p>一 園路又は広場</p>

- 二 修景施設
- 三 休養施設のうち、休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの
- 四 遊戯施設のうち、ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池その他これらに類するもの
- 五 運動施設（ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物並びに第五条第四項第二号に掲げる運動施設を除く。）
- 六 教養施設のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するもの
  - イ 自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの
  - ロ 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に同法第五条第二項第三号ロに掲げる事項としてその新設又は改築が定められたものに限る。）
- 七 便益施設のうち、駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
- 八 管理施設のうち、門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの
- 九 第五条第八項に掲げる施設のうち、展望台又は同項に規定する備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設（避難地又は避難路となる都市公園（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。）に設けられるものに限る。）

- 二 修景施設
- 三 休養施設のうち、休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの
- 四 遊戯施設のうち、ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池その他これらに類するもの
- 五 運動施設（ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物並びに第五条第四項第二号に掲げる運動施設を除く。）
- 六 教養施設のうち、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの
- 七 便益施設のうち、駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
- 八 管理施設のうち、門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの
- 九 第五条第八項に掲げる施設のうち、展望台又は同項に規定する備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設（避難地又は避難路となる都市公園（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画その他これに準ずる防災に関する計画において定められたものに限る。）に設けられるものに限る。）

改 正 案	現 行
<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）</p> <p>第二十条の二 略</p> <p>2 12 略</p> <p>13 法第三十一条の二第二項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第三十条の五第一項の表の第一号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）のすべてを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の</p>	<p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）</p> <p>第二十条の二 略</p> <p>2 12 略</p> <p>13 法第三十一条の二第二項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第三十条の五第一項の表の第一号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）のすべてを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の</p>



施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地) 又は建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地) 又は建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ・ロ 略

イ・ロ 略

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設)

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設)

三 略

三 略

14 5 25 略

14 5 25 略

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)

第二十二條の八 略

第二十二條の八 略

2 5 16 略

2 5 16 略

17 法第三十四条の二第二項第十一号の二に規定する政令で定める歴史的風致維持向上支援法人は、民法第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を

17 法第三十四条の二第二項第十二号に規定する計画は、国土交通省の作成した苦小牧地区及び石狩新港地区の開発に関する計画並びに青森県の作成したむつ小川原地区の開発に関する計画とする。

行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

18 法第三十四条の二第二項第十二号に規定する政令で定める計画は、国土交通省の作成した苫小牧地区及び石狩新港地区の開発に関する計画並びに青森県の作成したむつ小川原地区の開発に関する計画とし、同号に規定する政令で定める法人は、その発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上が国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体により所有され又は出資をされている法人とする。

19  
32 略

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第二十五条の四 略

2 法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が同欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件のすべてを満たすものであることにつき、当該中高層の耐火建築物の建築基準法第二条第十六号に規定する建築主の申請に基づき都道府県知事（当該事業が都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業に該当する場合には、国土交通大臣。

18 法第三十四条の二第二項第十二号に規定する政令で定める法人は、その発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上が国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体により所有され又は出資をされている法人とする。

19  
32 略

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第二十五条の四 略

2 法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が同欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件のすべてを満たすものであることにつき、当該中高層の耐火建築物の建築基準法第二条第十六号に規定する建築主の申請に基づき都道府県知事（当該事業が都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業に該当する場合には、国土交通大臣。

第十六項及び第十八項において同じ。)が認定をしたものとする。

一 略

二 その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ・ロ 略

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設)

三 略

3 法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄の口及び下欄に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画(当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。)の

第十六項及び第十八項において同じ。)が認定をしたものとする。

一 略

二 その事業の施行地区内において都市施設(都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。)の用に供される土地(その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地)又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ・ロ 略

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設(その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設)

三 略

3 法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄の口及び下欄に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画(当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。)の

区域とする。

一 略

二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ・ロ 略

三 略

4 22 略

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第三十八条の四 略

2 21 略

22 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十条の七第一項の表の第十二号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第

区域とする。

一 略

二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第三号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ・ロ 略

三 略

4 22 略

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第三十八条の四 略

2 21 略

22 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十条の七第一項の表の第十二号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第

一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）のすべてを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

一 略

二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地）又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ・ロ 略

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設（その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設）

三 略

23  
～  
44  
略

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特  
別控除）

一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）のすべてを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。

一 略

二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地）又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ・ロ 略

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設（その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設）

三 略

23  
～  
44  
略

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特  
別控除）

第三十九条の五 略

2～17 略

18 法第六十五条の四第一項第十一号の二に規定する政令で定める歴史的風致維持向上支援法人は、民法第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

19 法第六十五条の四第一項第十二号に規定する政令で定める計画は、国土交通省の作成した苫小牧地区及び石狩新港地区の開発に関する計画並びに青森県の作成したむつ小川原地区の開発に関する計画とし、同号に規定する政令で定める法人は、その発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上が国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体により所有され又は出資をされている法人とする。

20～34 略

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第三十九条の七 略

2～8 略

9 法第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の

第三十九条の五 略

2～17 略

18 法第六十五条の四第一項第十二号に規定する政令で定める計画は、国土交通省の作成した苫小牧地区及び石狩新港地区の開発に関する計画並びに青森県の作成したむつ小川原地区の開発に関する計画とする。

19 法第六十五条の四第一項第十二号に規定する政令で定める法人は、その発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上が国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体により所有され又は出資をされている法人とする。

20～34 略

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第三十九条の七 略

2～8 略

9 法第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の

中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が同欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件のすべてを満たすものであることにつき、当該中高層の耐火建築物の建築基準法第二条第十六号に規定する建築主の申請に基づき都道府県知事（当該事業が都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業に該当する場合には、国土交通大臣。第十一項において同じ。）が認定をしたものとする。

一 略

二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地）又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ・ロ 略

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設（その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設）

中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が同欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内において施行されるものであること及び次に掲げる要件のすべてを満たすものであることにつき、当該中高層の耐火建築物の建築基準法第二条第十六号に規定する建築主の申請に基づき都道府県知事（当該事業が都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業に該当する場合には、国土交通大臣。第十一項において同じ。）が認定をしたものとする。

一 略

二 その事業の施行地区内において都市施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設又は同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設をいう。）の用に供される土地（その事業の施行地区が次に掲げる区域内である場合には、当該都市計画施設又は当該区域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用に供される土地）又は建築基準法施行令第三百三十六条第一項に規定する空地が確保されていること。

イ・ロ 略

ハ 都市計画法第十二条の四第一項第三号に掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設（その事業の施行地区が同条第三項に規定する沿道再開発等促進区内である場合には、当該沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設）

三略

10 法第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄のロ及び下欄に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域とする。

一略

二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第四号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ・ロ略

三略

11  
561  
略

三略

10 法第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄のロ及び下欄に規定する政令で定める地区は、次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められたもの、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域とする。

一略

二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区内の同法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く。）、同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同項第三号に掲げる沿道地区計画の区域のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ・ロ略

三略

11  
561  
略



改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇十二の四 略</p> <p>十二の五 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第一項及び第二項並びに第十三条第一項及び第二項</p> <p>十三〇三十三 略</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇十二の四 略</p> <p>十三〇三十三 略</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜二十三 略</p> <p>二十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号</p> <p>二十五〜三十二 略</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜二十三 略</p> <p>二十四〜三十一 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（特別保存地区内の行為の許可基準）</p> <p>第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 建築物の新築</p> <p>イ〜ハ 略</p> <p>ニ 次に掲げる建築物については、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存のために必要な建築物</p> <p>(4)〜(9) 略</p> <p>ホ 略</p> <p>二・三 略</p> <p>四 工作物（建築物以外の工作物をいい、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区にあつては、前条第九号ホ(4)に規定する工作物を除く。以下第六号までにおいて同じ。）の新築</p>	<p>（特別保存地区内の行為の許可基準）</p> <p>第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 建築物の新築</p> <p>イ〜ハ 略</p> <p>ニ 次に掲げる建築物については、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)〜(8) 略</p> <p>ホ 略</p> <p>二・三 略</p> <p>四 工作物（建築物以外の工作物をいい、第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区にあつては、前条第九号ホ(4)に規定する工作物を除く。以下第六号までにおいて同じ。）の新築</p>

イ・ロ 略

ハ その他の工作物については、当該工作物が、次のいずれかに該当し、かつ、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1)・(2) 略

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第

十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造

物の保存のために必要な工作物

(4) |  
(11) |  
略

五 略

六 工作物の増築

イ・ロ 略

ハ その他の工作物については、当該増築が、次のいずれかに該当し、かつ、増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1) 第四号ハ(1)から(9)までに掲げる工作物の増築

(2)・(3) 略

六の二〜十四 略

イ・ロ 略

ハ その他の工作物については、当該工作物が、次のいずれかに該当し、かつ、その規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1)・(2) 略

(3) |  
(10) |  
略

五 略

六 工作物の増築

イ・ロ 略

ハ その他の工作物については、当該増築が、次のいずれかに該当し、かつ、増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土と著しく不調和でないこと。

(1) 第四号ハ(1)から(8)までに掲げる工作物の増築

(2)・(3) 略

六の二〜十四 略

改 正 案	現 行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇二十八 略</p> <p>二十九 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為</p> <p>三十〇三十三 略</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇二十八 略</p> <p>二十九〇三十二 略</p>

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（傍線部分は改正部分）

<p>2 略</p> <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一〇九 略</p> <p>十一 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十三条第一項第三号</p> <p>十一〇十六 略</p>	<p>改 正 案</p>
<p>2 略</p> <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一〇九 略</p> <p>十一〇十五 略</p>	<p>現 行</p>

改 正 案	現 行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第七条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜二十八 略</p> <p>二十九 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為</p> <p>三十〜三十三 略</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第七条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〜二十八 略</p> <p>二十九〜三十二 略</p>

		改正案		現行	
上地区計画	歴史的風致維持向	略	略	略	略
	「新規」				
<p>（地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するもの）</p> <p>第十四条の二 法第十九条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。</p>		<p>（地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するもの）</p> <p>第十四条の二 法第十九条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。</p>			
地区計画等	地区計画（市街化調整区域内において定めるものを除く。）	地区計画等	事項	地区計画等	事項
市街化調整区域内において定める地区計画	略	市街化調整区域内において定める地区計画	略	市街化調整区域内において定める地区計画	略
防災街区整備地区計画	略	防災街区整備地区計画	略	防災街区整備地区計画	略
歴史的風致維持向	略	歴史的風致維持向	略	歴史的風致維持向	略
「新規」	略	「新規」	略	「新規」	略
上地区計画	歴史的風致維持向	上地区計画	歴史的風致維持向	上地区計画	歴史的風致維持向



沿道地区計画	略	<p>二 当該区域の土地利用に関する基本方針（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第三項第二号に掲げる事項に係る部分を除き、都道府県が定める地域地区の区域その他国土交通省令で定める区域において定められる場合に限る。）</p> <p>三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十一条第二項第四号に規定する地区施設のうち道路（袋路状のものを除く。）で幅員八メートル以上のものの配置及び規模</p> <p>四 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの（これらの事項が都道府県が定める地域地区の区域その他国土交通省令で定める区域において定められる場合に限る。）</p> <p>イ 建築物等の用途の制限</p> <p>ロ 建築物の容積率の最高限度</p>
沿道地区計画	略	略
集落地区計画	略	
集落地区計画	略	

<p>改正案</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条  次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十九 略</p> <p>二十  <u>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項</u></p> <p>二十一 十九 略</p>
<p>現行</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条  次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十九 略</p> <p>二十  <u>二十八 略</u></p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十三 略</p> <p>十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号</p> <p>十五〇十八 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、中核市が設立したもの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十三 略</p> <p>十四〇十七 略</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第十一号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号</p> <p>十三・十四 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第十一号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二・十三 略</p>

改正案	現行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇三十四 略</p> <p>三十五 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為</p> <p>三十六〇三十九 略</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇三十四 略</p> <p>三十五〇三十八 略</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十二 略</p> <p>二十三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十条第一項第三号</p> <p>二十四～三十 略</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十二 略</p> <p>二十三～二十九 略</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十一 略</p> <p>二二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十条第一項第三号</p> <p>二三〇 略</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第五十七条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十一 略</p> <p>二二〇 略</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條  次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜九 略</p> <p>〔削除〕</p> <p>十〜四十六 略</p> <p>四十七  <u>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十条第一項第三号</u></p> <p>四十八〜六十一 略</p> <p>2・3 略</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二條  次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜九 略</p> <p>十 削除</p> <p>十一〜四十七 略</p> <p>四十八〜六十一 略</p> <p>2・3 略</p>



<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（他の法令の準用）</p> <p>第二条  次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十二 略</p> <p>二三  <u>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号</u></p> <p>二十四 略</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（他の法令の準用）</p> <p>第二条  次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十二 略</p> <p>二三  <u>略</u></p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条  次の法令の規定については、地方独立行政法人（<u>第十九号</u>及び<u>第二十三号</u>に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十一 略</p> <p>二十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに<u>第三十条</u>第一項<u>第三号</u></p> <p>二十三 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十三条  次の法令の規定については、地方独立行政法人（<u>第二十一号</u>及び<u>第二十三号</u>に掲げる規定にあつては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>2 略</p>

<p>改 正 案</p>	<p>（他の法令の準用）                  第十六条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。                  一～三十三 略                  三十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十条第一項第三号                  三十五 略                  三十六～四十三 略                  2 略</p>
<p>現 行</p>	<p>（他の法令の準用）                  第十六条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。                  一～三十三 略                  三十四 略                  三十五 削除                  三十六～四十三 略                  2 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号</p> <p>八 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次に掲げる法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 略</p>

<p>改 正 案</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条  次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十三 略</p> <p>十四  地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三 条第一項第三号</p> <p>十五 十七 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>現 行</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条  次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十三 略</p> <p>十四 十六 略</p> <p>2・3 略</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十三 略</p> <p>二十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十条第一項第三号</p> <p>二十五～三十一 略</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十四条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十三 略</p> <p>二十四～三十 略</p> <p>2 略</p>

<p>改正案</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十九条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号</p> <p>十三〇十五 略</p> <p>2 略</p>
<p>現行</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十九条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二〇十四 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為）</p> <p>第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第三項第二号の制限で景観計画に定められたものすべてが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。</p>	<p>（届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為）</p> <p>第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第三項第二号の制限で景観計画に定められたものすべてが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。</p>



○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百二十 略</p> <p>四百二十一 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律</p> <p>（平成二十年法律第四十号）</p>
現 行	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百二十 略</p>

改正案	現行
<p>第二十二條の八第十二項中「政令で定める」の下に「沿道整備推進機構は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。次項から第十七項までにおいて同じ。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。次項から第十七項までにおいて同じ。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとし、同号に規定する政令で定める」を加え、同条第十三項から第十七項までの規定中「民法第三十四條の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は」を「公益社団法人又は公益財団法人であつて、その」に改め、同条第十七項中「計画、」を「計画並びに」に改め、「並びに岩手県の作成した北上中部地区の開発に関する計画」を削り、同条第二十一項第一号口を次のように改める。</p> <p>口 中小小売商業振興法第四條第六項に規定する一般社団法人等であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする</p>	<p>第二十二條の八第十二項中「政令で定める」の下に「沿道整備推進機構は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。次項から第十六項までにおいて同じ。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。次項から第十六項までにおいて同じ。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとし、同号に規定する政令で定める」を加え、同条第十三項から第十六項までの規定中「民法第三十四條の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は」を「公益社団法人又は公益財団法人であつて、その」に改め、同条第十七項中「計画、」を「計画並びに」に改め、「並びに岩手県の作成した北上中部地区の開発に関する計画」を削り、同条第二十一項第一号口を次のように改める。</p> <p>口 中小小売商業振興法第四條第六項に規定する一般社団法人等であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の</p>

事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

(1) その社員総会における議決権の総数の三分の一を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

(2) その社員総会における議決権の総数の四分の一以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

(3) その拠出をされた金額の三分の一を超える金額が地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。

(4) その拠出をされた金額の四分の一以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。

第三十九条の五第十三項中「政令で定める」の下に「沿道整備推進機構は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。次項から第十八項までにおいて同じ。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。次項から第十八項までにおいて同じ。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとし、同号に規定する政令で定める」を加え、同条第十四項から第十八項までの規定

公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

(1) その社員総会における議決権の総数の三分の一を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

(2) その社員総会における議決権の総数の四分の一以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

(3) その拠出をされた金額の三分の一を超える金額が地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。

(4) その拠出をされた金額の四分の一以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。

第三十九条の五第十三項中「政令で定める」の下に「沿道整備推進機構は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。次項から第十七項までにおいて同じ。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。次項から第十七項までにおいて同じ。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとし、同号に規定する政令で定める」を加え、同条第十四項から第十七項までの規定

中「民法第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は」を「公益社団法人又は公益財団法人であつて、その」に改め、同条第十八項中「計画、」を「計画並びに」に改め、「並びに岩手県の作成した北上中部地区の開発に関する計画」を削り、同条第二十二項第一号ロを次のように改める。

ロ 中小小売商業振興法第四条第六項に規定する一般社団法人等であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

(1) その社員総会における議決権の総数の三分の一を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

(2) その社員総会における議決権の総数の四分の一以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

(3) その拠出をされた金額の三分の一を超える金額が地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。

(4) その拠出をされた金額の四分の一以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。

附則

中「民法第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は」を「公益社団法人又は公益財団法人であつて、その」に改め、同条第十八項中「計画、」を「計画並びに」に改め、「並びに岩手県の作成した北上中部地区の開発に関する計画」を削り、同条第二十二項第一号ロを次のように改める。

ロ 中小小売商業振興法第四条第六項に規定する一般社団法人等であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

(1) その社員総会における議決権の総数の三分の一を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

(2) その社員総会における議決権の総数の四分の一以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。

(3) その拠出をされた金額の三分の一を超える金額が地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。

(4) その拠出をされた金額の四分の一以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であること。

附則

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第十六条 略

254 略

5 新令第二十二條の八第十三項から第十七項まで、第二十一項及び第二十三項第二号の規定は、個人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新法第三十四條の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧法第三十四條の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

6 略

7 特例民法法人は、新令第二十条の二第二項第二号から第六号まで、第二十二條の七第二項、第二十二條の八第十二項から第十七項まで、第二十一項、第二十三項第二号及び第三十三項、第二十二條の九第一項第一号並びに第二十五條の七の二第六項に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなして、これらの規定を適用する。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第四十条 略

2 新令第三十九條の五第十四項から第十八項まで、第二十二項及び第二十四項第二号の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第十六条 略

254 略

5 新令第二十二條の八第十三項から第十六項まで、第二十一項及び第二十三項第二号の規定は、個人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新法第三十四條の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行つた旧法第三十四條の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

6 略

7 特例民法法人は、新令第二十条の二第二項第二号から第六号まで、第二十二條の七第二項、第二十二條の八第十二項から第十六項まで、第二十一項、第二十三項第二号及び第三十三項、第二十二條の九第一項第一号並びに第二十五條の七の二第六項に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなして、これらの規定を適用する。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第四十条 略

2 新令第三十九條の五第十四項から第十七項まで、第二十二項及び第二十四項第二号の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「整備法」という。）第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、整備法第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、整備法第百六条第一項（整備法第二百一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、新令第三十八条の四第十二項第二号から第六号まで、第三十八条の五第六項第二号、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第十三項から第十八項まで、第二十二項、第二十四項第二号及び第三十四項、第三十九条の六第二項、第三十九条の七第十六項第三号並びに第三十九条の九の二第四項に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなして、これらの規定を適用する。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「整備法」という。）第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、整備法第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、整備法第百六条第一項（整備法第二百一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、新令第三十八条の四第十二項第二号から第六号まで、第三十八条の五第六項第二号、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第十三項から第十七項まで、第二十二項、第二十四項第二号及び第三十四項、第三十九条の六第二項、第三十九条の七第十六項第三号並びに第三十九条の九の二第四項に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなして、これらの規定を適用する。